

報告第 2 2 号

三次市放課後児童クラブ医療的ケア児審査委員会設置要綱の制定に
ついて

三次市放課後児童クラブ医療的ケア児審査委員会設置要綱を制定したため、別紙のとおり報告します。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市告示第 37 号

三次市放課後児童クラブ医療的ケア児審査委員会設置要綱を次のように定める。
。

令和 8 年 3 月 17 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市放課後児童クラブ医療的ケア児審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 三次市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）において、適切な保育環境を整備し、医療的ケアを日常的に必要な児童を安全に受け入れるため、三次市放課後児童クラブ医療的ケア児審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この告示において、「医療的ケア」とは、主治医の指示に基づき児童クラブにおいて実施される疾病等の治療を目的としない児童の日常生活を営む上で必要な医療的行為であって、別表に定めるものをいう。

2 この告示において、「対象児童」とは、医療的ケアが日常的に必要な児童であって、市長に対し、保護者から別に定める医療的ケア実施申請書及び主治医の意見書が提出された児童をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、保護者から提出された前条第 2 項に定める書類に関し、次の事項を協議する。

- (1) 対象児童の児童クラブにおける集団生活の可否
- (2) 対象児童への医療的ケア実施の可否
- (3) その他医療的ケア及び保育の実施に関して必要な事項
(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 看護師，訪問看護事業者又は障害者福祉事業所
- (3) 福祉保健部社会福祉課長
- (4) 福祉保健部健康推進課長
- (5) 教育部社会教育課長

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は前条第1項第1号に規定する委員をもって充て、副委員長は同項第5号に規定する委員を持って充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(保育の実施の決定)

第6条 対象児童の児童クラブ入所及び医療的ケアの実施の可否については、委員会の意見を踏まえて、市長が決定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、児童クラブにおける医療的ケアの実施及び委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月17日から施行する。

別表（第2条関係）

医療的ケアの内容	概要
血糖管理	血糖値測定，インスリン注射及びインスリンポンプの操作
喀痰吸引	口腔，鼻腔，気管切開部
経管栄養	胃ろう，腸ろう，経鼻
導尿	一部要介助，全部要介助